

別表 1

注1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする

注2 児：18歳未満の者

注3 ■複数：基準額内で複数支給可能 ■入院・入所可：入院又は入所中であっても給付可能

区分	種目	対象者	対象年齢	性能	基準額	耐用年数	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	①下肢又は体幹機能障がい程度が2級以上である身体障がい者（児）であり、寝返り、起き上がり、立ち上がり等が困難な者 ②難病患者であって、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者	原則として学齢児以上の者	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの（本体と一括交付する場合に限り、基準額内で付属品としてテーブル及びサイドレールを給付することができる）	157,400	8年	非課税
	特殊マット	（特殊マット） 次のいずれかの要件を満たしている者 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定された障がい程度が重度又は最重度である者 イ 下肢又は体幹機能障がい程度が2級以上である身体障がい児 ウ 下肢又は体幹機能障がい程度が1級である身体障がい者（常時介護を要する者に限る） エ 難病患者であって、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者	ア 原則として3歳以上の者 イ 原則として3歳以上の児 ウ 18歳以上の者 エ 原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	23,500	5年	※褥瘡防止マットとの併給はできない
		（褥瘡防止マット） 次のいずれかの要件を満たし、褥瘡を発症している者又はそのおそれがある者 ア 下肢又は体幹機能障がい程度が2級以上である身体障がい児 イ 下肢又は体幹機能障がい程度が1級である身体障がい者（常時介護を要する者に限る） ウ 難病患者であって、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者	ア 原則として3歳以上の児 イ 18歳以上の者 ウ 原則として3歳以上の者	褥瘡防止のためのものであって、次のいずれかに該当するもの ア エアーマットと送風装置からなるもの イ 特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの	98,400	5年	※上記特殊マットとの併給はできない
	特殊尿器	①下肢又は体幹機能障がい程度が1級である身体障がい者（児）であって、常時介護を要する者 ②難病患者であって、自力で排尿できず、ADL「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者	原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの	71,000	5年	非課税

介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい程度が２級以上であり、入浴に介護を要する身体障がい者（児）	原則として３歳以上の者	障がい者（児）を担架に乗せたまま容易に入浴させることができるもの（ただし、移動用リフトのスリングシートを除く）	132,000	５年	
	体位変換器	①下肢又は体幹機能障がい程度が２級以上であり、下着交換等に当たって他人の介助を要する身体障がい者（児） ②難病患者であって、寝たきりの状態にあり、ＡＤＬ「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者	原則として学齢児以上の者	障がい者（児）、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの	15,000	５年	非課税
	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障がい程度が２級以上の身体障がい者（児） ②難病患者であって、下肢又は体幹機能に障がいがあり、ＡＤＬ「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者	原則として３歳以上の者	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、介助者が身体障がい者（児）又は難病患者を移動・入浴させるに当たって容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うもの、立ち上り補助椅子及び段差解消機を除く）	308,000	４年	非課税
自立生活支援用具	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能に障がい有し、入浴に介助を必要とする身体障がい者（児） ②難病患者であって、入浴に介助を要する者	原則として３歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの（例：入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ等）。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うもの及び入浴用リフトを除く。 ※住宅改修費の給付対象外の者であって、設置にあたり取付費用を必要とする場合は、取付費用を含む	90,000	８年	
	ポータブル便器	①下肢又は体幹機能障がい程度が２級以上の身体障がい者（児） ②難病患者であって、常時介護を要する状態にあり、ＡＤＬ「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者	原則として学齢児以上の者	障がい者（児）又は難病患者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	37,700	８年	

自立生活支援用具	歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、自力での移動が困難な身体障がい者（児）	特になし	木材又は軽金属製で障がい者が容易に使用し得るもの（補装具費の支給対象となるものを除く）。10月～3月の冬期間に限り、必要に応じてアイスピック（基準額 1,000円）をつけることができる。	4,900	3年	
	入院・入所						
	移動・移乗支援用具	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障がい者（児） ②難病患者であって、下肢が不自由で、ADL「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者	原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、簡易昇降便座、補高便座等の用具であること。 ア 障がい者（児）又は難病患者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ※住宅改修費の給付対象外の者であって、設置にあたり取付費用を必要とする場合は、取付費用を含む	60,000	8年	
	複数						
	頭部保護帽	次のいずれかの要件を満たしている者 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 イ 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、頻繁に転倒する身体障がい者（児） ウ てんかんを事由とした精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者で、転倒の恐れがある者	特になし	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	18,000	3年	非課税
	入院・入所						
	特殊便器	①次のいずれかの要件を満たしている者 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 イ 上肢障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児） ②難病患者であって、上肢機能に障がいのある者	原則として学齢児以上の者	障がい者（児）、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもので、温水・温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	105,000	8年	
	火災警報器	次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者 イ 総合等級2級以上の身体障がい者（児） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	特になし	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	10,500	8年	

自立生活支援用具	自動消火器	①次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者 イ 総合等級２級以上の身体障がい者（児） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ②難病患者であって、身体機能の低下又は視力の障がいにより消火活動が困難で、ＡＤＬ「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者	特になし	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消し得るもの	28,700	8年	
	電磁調理器	次のいずれかの要件を満たしている者 ア 視覚障がいの程度が２級以上である身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度の者	１８歳以上の者	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	28,300	6年	
	歩行時間延長 信号機用小型送信機	視覚障がいの程度が２級以上である身体障がい者（児）	原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	12,000	10年	非課税
	聴覚障害者用 屋内信号装置 複数	聴覚障がいの程度が２級である身体障がい者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であり、現に所有していない場合に限る）	原則として１８歳以上の者	音声及び言語を視覚、触覚で知覚できる装置を備えており、取扱いが容易なもの ※サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む	87,400	10年	非課税

自立生活支援用具	保護ブーツ	下肢又は体幹機能障がい程度が２級以上であり、車いすを利用している身体障がい児	原則として３歳以上の者	足部の保護及び保温をする性能を有し、容易に着脱することができるもの	17,300	３年	
	入院・入所						
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい程度が３級以上である身体障がい者（児）であって、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	特になし	透析液を加温し、一定温度を保つもの	56,900	５年	非課税
	ネブライザー	①呼吸器機能障がい程度が３級以上又はこれと同程度の障がい者を有する総合等級３級以上の身体障がい者（児）であって、安全・適切に使用できる介助者がいる者 ②難病患者であって、次のいずれかの要件を満たしている者 ア 呼吸器機能に障がいがある者 イ 総合等級４級以上である身体障がい者（児）で医師が器具の常備を必要と認めた者	特になし	障がい者（児）、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000	５年	
	電気式たん吸引器	①呼吸器機能障がい程度が３級以上又はこれと同程度の障がい者を有する総合等級３級以上の身体障がい者（児）であって、安全・適切に使用できる介助者がいる者 ②難病患者であって、次のいずれかの要件を満たしている者 ア 呼吸器機能に障がいがある者 イ 総合等級４級以上である身体障がい者（児）で医師が器具の常備を必要と認めた者	特になし	障がい者（児）、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの	60,600	５年	
	酸素ポンプ運搬車	在宅酸素療法を行う身体障がい者	１８歳以上の者	障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの	23,600	１０年	

在宅療養等支援用具	盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい程度が２級以上の身体障がい者（児）	原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	9,000	5年	非課税
	盲人用体重計 (音声式又は触読式)	視覚障がい程度が２級以上の身体障がい者	18歳以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	16,100	5年	非課税
	視覚障害者用血圧計 (音声式)	視覚障がいの程度が２級以上の身体障がい者（児）	原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	12,000	5年	非課税
	パルス オキシメーター	①次のいずれかの要件を満たしており、かつ、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者 ア 呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいを有する身体障がい者（児） イ アと同程度の障がいを有する身体障がい者（児）であって、医師が必要と認めた者 ②難病患者であって、人工呼吸器の装着が必要であり、かつ、常時精密なデータの管理を必要とする等、医師が器具の常備が必要であると認めた者	特になし	①障がい者（児）が容易に使用し得るもの ②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するなど、難病患者が容易に使用し得るもの ※性能・基準額については、対象者欄と同番号のみ該当	① 42,000 ② 157,500	5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がいを有する又は肢体不自由である身体障がい者（児）であって、発声・発語に著しい障がいを有する者	原則として学齢児以上の者	ア 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用し得るもの イ タブレット端末上で動作するアプリケーションソフトであって、アと同等の機能を有するもの。必要に応じてキーガード及びキーガード固定器具（基準額 31,500円）をつけることができる。	ア 96,000 イ 13,500	5年	ア 非課税
	情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢障がいの程度が２級以上の身体障がい者（児）であって、情報機器（パーソナルコンピュータ）を操作するにあたり、障がいの特性に応じた周辺機器及びソフト等を必要とする者	原則として学齢児以上の者	視覚障がい又は上肢障がいがあることにより、必要となる周辺機器及びソフト等であって、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	100,000	5年	
	点字ディスプレイ	視覚障がいの程度が２級以上である身体障がい者（児）であって、必要と認められる者	特になし	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年	非課税

情報・意思疎通支援用具	点字器	視覚障がい有する身体障がい者（児）であって、必要と認められる者	特になし	ア 標準型 点字板と定規と点筆を組み合わせて使用する両面書真鍮板製若しくは点字板と定規が一体となったものと点筆を組み合わせて使用する両面書プラスチック製であって、標準規格の点字用紙（191mm×258mm）に点字を書くことができるもの イ 携帯用 点字板と定規が一体となったものと点筆を組み合わせて使用するもので、携帯して使用することが可能なもの	ア 10,000 イ 7,000	ア 7年 イ 5年	非課税
	入院・入所						
	点字タイプライター	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者	原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	140,100	5年	非課税
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）	原則として学齢児以上の者	ア 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの イ 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	ア 85,000 イ 48,000	6年	非課税
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）	原則として学齢児以上の者	視力に障がい有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するものであって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	59,800	5年	非課税
	視覚障害者用活字読上げ装置	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）	原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声情報に変換して、出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	104,900	6年	非課税

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障がい有する身体障がい者（児）	原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上、又は下に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。ただし、本装置を使用しても文字等を読むことができない視覚障がい者（児）に対しては、音声読上げ機能も付加されたもの	198,000	8年	非課税
	視覚障害者用 緊急地震速報受信ラジオ	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で現に所有していない場合に限る）	特になし	点字表記及び操作を音声で読み上げる機能を有するもので、緊急地震速報の受信に伴い自動的に電源が入り、地上デジタル放送の音声及びAM/FMラジオ放送を受信する機能を有する機器	29,000	5年	
	盲人用時計	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、本人が現に所有していない場合に限る	原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	12,000	10年	非課税
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がいの程度が3級以上の身体障がい者（児）。ただし、同一世帯内に既に給付されている場合を除く	原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	26,700	5年	
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がい有する身体障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（原則として、同一世帯内に一台の給付に限る）	特になし	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	88,900	6年	非課税

情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声機能又は言語機能障がいを有する身体障がい者（児）であって、本装置により意思疎通が可能となる者	特になし	ア 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの イ 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池及び充電器を含む）	73,100	ア 4年 イ 5年	非課税
	入院・入所						
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	次のいずれかの要件を満たしている者 ア 人工肛門、人工膀胱を造設した者又は治癒困難な腸瘻がある者であって、人工肛門、人工膀胱又は治癒困難な腸瘻から排便・排尿処理を行っている身体障がい者（児） イ 高度の排尿機能障がいを有する身体障がい者（児）であって、常時カテーテルにて導尿を行っている者	特になし	ア ストーマ用装具（消化器系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。別表１の２に定める付属品を含む。 イ ストーマ用装具（尿路系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップの付いたものであって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。別表１の２に定める付属品を含む（ただし、導尿用のカテーテルは除く）。	ア 9,400 イ 12,400	－	非課税
	入院・入所						
	収尿器	ぼうこう機能障がいを有する身体障がい者（児）で、排尿処理を行うことが困難な者	特になし	ア 男性用 収尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの イ 女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの（普通型）若しくはポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの（簡易型）	12,000	1年	非課税
住宅改修費	居室生活動作補助用具（住宅改修費）	①次のいずれかの要件を満たしている者 ア 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）の障がい程度が３級以上である身体障がい者（児） イ 特殊便器への取替えをする場合に限り、上肢障がいの程度が２級以上の身体障がい者（児） ②難病患者であって、下肢又は体幹機能に障がいがあり、ＡＤＬ「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者	学齢児以上の者	障がい者（児）又は難病患者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（新築は除く）。賃貸住宅にあつては家主の改修許可が得られる場合に限り（退去時の原状回復費用は対象外）。	200,000	－	
	複数 入院・入所						

(日常生活用具給付事業実施要綱 別表 1 の 2)

給付対象となるストーマ用装具の付属品

1	練状皮膚保護剤
2	粉状皮膚保護剤
3	板状皮膚保護剤
4	用手成形皮膚保護剤
5	固定用ベルト
6	固定用テープ
7	コンベックスインサート
8	剥離剤 (リムーバー)
9	皮膚被膜剤 (スキンバリア)
10	レッグバッグ
11	ナイトドレーナージバッグ
12	パウチカバー
13	ストーマ用はさみ
14	消臭・潤滑剤

※ 上記付属品と同等の形状及び機能等を備えているものについては給付対象とする。